

# PREEB不動産ビジネス専門家協会通信

## 第67回 人の死の告知に関する ガイドラインの公表について

不動産業界の関係者でなくとも、「事故物件」という言葉は一般に広く認知されている。先頃、国交省は不動産取引における対象物件での人の死に関して、ガイドラインを公表した。調査・報告にどのような義務があるのだろうか。

介を行なう宅建業者は、この場合でも、長期間放置される等して特殊告知書等への記載が適切に行われるようになります。売主・貸主が事案の存在について故意に告知しないかった場合には民事上の責任を問われること可能性があることを予め伝えるのが望ましいとされています。また、売主・貸主が作成した告知書等に記載がなくとも、事案の存在を疑う事情があるときは、宅建業者は売主・貸主に確認する必要があります。

②【賃貸借取引】の対象不動産（及び借主が日常使用する集合住宅の共用部分）において、特殊清掃等が行われるなどは本ガイドラインの対象外となります。

③【賃貸借取引・売買取引】の対象不動産の隣接住戸や借主・買主が日常生活で通常使用しない集合住宅の共用部分において①以外の死亡が発生した場合又は死が発生した場合又は①の死が発生して特殊清掃等が行われた場合も、原則として告げなくてよいとされています。ただし、これらに該当する場合でも、事件の中での不慮の死（階段からの転落死、入浴中の溺死等）は、原則として告げなくてよいとされています。そして、上記①～③によつて、本ガイドラインによって、宅建業者が宅建業法上なすべき人の死に関する事案についての調査や告知の一般的な基準が示されましたので、参考にして頂ければと思います。

1 今年10月、国交省から「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」）が公表されました。

2 まず、本ガイドラインは、宅建業者が、周辺住民に聞き込みをいれば民事上の責任を回避できる、というもとのとするとされています。したがって、本ガイドラインに従つて、今は、本ガイドラインに書かれている原則論を簡潔にご説明したいと思います。

3 調査について

まず、人の死に関する事案についての宅建業者の調査義務です。が、原則として、媒介で、正確な内容はそちらでご確認頂くとし、今回は、本ガイドラインに書かれている原則論を簡潔にご説明したいと思います。

4 告知について

まず、人の死に関する事案についての宅建業者の調査義務です。が、原則として、媒介で、正確な内容はそちらでご確認頂くとし、今回は、本ガイドラインに書かれている原則論を簡潔にご説明したいと思います。

5 以上、本ガイドラインによつて、宅建業者が宅建業法上なすべき人の死に関する事案についての調査や告知の一般的な基準が示されましたので、参考にして頂ければと思います。

## 今月の筆者

●プロフィール  
2002年弁護士登録。  
企業法務全般（企業顧問）、紛争解決、不動産、相続等を主に取り扱う。

企業不動産案件（売買・賃貸借に関する契約、トラブル解決等）について日常的に多くの相談を受けています。



関口総合法律事務所  
弁護士  
**尾原 央典**

## コラムのご感想・ご意見は下記まで！

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会  
東京都千代田区神田東松下町28番地  
小林ビル101 (☎03-3527-1876)  
<http://www.fudosan-pr.o.biz/>

売買取引・賃貸借取引の対象物件における、人の死に関する事案（以下「事案」）を取ります。したがって、売主・貸主が告知書等に適切な記載をすることが重要な要になりますので、媒